



11月 吉川区 暮らしのカレンダー

日	曜日	行事等	担当
2	土	吉川区生涯学習フェスティバル (会場：吉川コミュニティプラザ) (時間：9:30~16:00) 小中高校生 短歌俳句大会表彰式 (会場：吉川コミュニティプラザ) (時間：8:45~)	教育・文化班
3	日・祝	吉川区生涯学習フェスティバル (会場：吉川コミュニティプラザ) (時間：9:30~15:00)	
6	水	行政相談	総務班
7	木	し尿くみ取り (吉川・竹直・旭地区)	税・市民生活班
9	土	秋季全国火災予防運動 (~15日(金))	総務班
21	木	し尿くみ取り (川谷・源・水源・東田中・泉谷・勝穂地区)	税・市民生活班

行政相談を開催します

- 日時 11月6日(水) 午前10時~正午
- 場所 吉川コミュニティプラザ 1階 市民相談室

国の行政機関や独立行政法人などの業務に対する苦情や意見、要望などを受け付けます。

相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。また、予約は不要です。



☎ 問合せ：総務・地域振興グループ（総務班）

秋季全国火災予防運動

- 実施期間：11月9日(土)~15日(金)
- 防火標語：守りたい 未来があるから 火の用心

暖房機器が欠かせない季節になります。火を扱う際は、その場を離れないようにし、火の元には十分注意しましょう。

また、住宅用火災警報器の電池切れが起きていないか、定期的に確認しましょう。

☎ 問合せ：総務・地域振興グループ（総務班）

道路などにはみ出している樹木伐採



家庭などに植えられた樹木が大きくなり、道路や歩道に枝葉がはみ出している場所があります。放置しておくと、見通しが悪くなり、通行の支障になるだけでなく、交通事故が発生する危険性も高まります。また、昨冬は枝折れ・倒木などにより送電線や電話線などが破損・切断し、停電や通話不能などが発生する原因となりました。

道路や歩道に私有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合がありますので、適切な管理をお願いいたします。

☎ 問合せ：

- ・柿崎区総合事務所 建設グループ(電話：025-536-6719)
- ・吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ(産業建設業務窓口班)

建物を取り壊した、新・増築等した場合は届出（連絡）が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産所有者に課税されます。



年の途中で住宅や車庫などの建物を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を必ず提出してください。届出がないと、翌年度以降も引き続き課税されることになります。

また、今年、新（増）築した建物については、来年度から固定資産税が課税されます。建物の完成後、実地調査をさせていただきますので、下記までご連絡ください。

☎ 問合せ：市民生活・福祉グループ（税・市民生活班）

「市税」今月の納期

- 12月2日(月) 国民健康保険税 第5期



☎ 問合せ：市民生活・福祉グループ（税・市民生活班）

吉川区の人口・世帯数【9月末現在】

※（ ）は前月末との比較

- 人口 男：1,653人(△5人)
女：1,744人(△4人)
計：3,397人(△9人)

- 世帯数 1,375世帯(△3世帯)

